

一般乾貨物船以外の乾貨物船に対する板厚計測要件に関する事項

改正規則

鋼船規則 B 編

改正事項

一般乾貨物船以外の乾貨物船に対する板厚計測要件に関する事項

改正理由

木材運搬船において貨物倉周りの腐食衰耗や損傷が多いことは広く認知されており、
本会規則においても、木材運搬船を含む乾貨物船に対し、就航後の検査についてかなり
厳しい要件を規定し、これを適用してきていた。

IACS においては、2002 年 6 月に統一規則 Z7.1 を制定し、木材運搬船等の『一般
乾貨物船』に対し、ばら積貨物船等の検査強化プログラム（ESP）が適用される船
舶に準じた検査を行うこととしている。

このため、IACS 統一規則 Z7.1 に対応して関連規則の見直しを行ったが、その際には、
一般乾貨物船以外の乾貨物船（コンテナ運搬船、自動車運搬船等）に対する要件につ
いても、従来適用してきた検査要件に準じ、このような船舶に対する IACS 統一規則
である Z7 と比較して厳しい要件を維持することとしていた。

しかしながら、これらの船舶に対する板厚計測実績をあらためて調査したところ、
全般的には腐食衰耗量は十分に小さいことが判明した。また、比較的腐食衰耗量
が大きな箇所はその範囲が限られており、これらの箇所は内部検査の結果に基づき
追加の板厚計測を実施することにより対処できると考えられる。このため、板厚計
測対象部材を IACS 統一規則 Z7 に規定される要件まで緩和しても安全性を損なう
ものではないと判断される。

今般、一般乾貨物船以外の乾貨物船について、これらの船舶における板厚計測実績
を考慮し、IACS 統一規則 Z7 に整合させるよう、定期検査における板厚計測実施
箇所を改めた。あわせて、一般乾貨物船の板厚計測要件を、それ以外の乾貨物船に
対する要件に整合させて改めた。

改正内容

- (1) 一般乾貨物船以外の乾貨物船について、鋼船規則 B 編の表 B5.8 に規定する定期検査における板厚計測の要件を改めた。
- (2) 一般乾貨物船について、鋼船規則 B 編の表 B5.21 に規定する定期検査における板厚計測の要件から、長さが 100m 以下の船舶に対する斟酌規定を削った。